

第三十八回国会

参議院社会労働委員会會議録第十六号

昭和三十六年三月二十八日(火曜日)

午前十時四十七分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
高野 一夫君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
佐藤 芳男君
徳永 正利君
山本 杉君
小柳 勇君
藤原 道子君
相馬 助治君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

国務大臣

厚生大臣 古井 喜實君

政府委員

厚生大臣官房長 高田 浩運君
厚生省医務局長 川上 六馬君
労働政務次官 柴田 栄君
労働省労働局長 富樫 総一君
事務局側

説明員

厚生省医 務局長 黒木 利克君
常任委員 増本 甲吉君
会専門員

参考人

医療金融 河野 鎮雄君
公庫理事

本日の會議に付した案件

○中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○医療金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉武恵市君) ただいまから社会労働委員会を開きます。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○委員(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

それではこれより討論に入ります。御意見が御ありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。なお、修正意見等御ありのときは、討論中にお述べを願います。――別に御発言もないようでありますから、討論はないものと認めることに御異議ございませんか。

○委員(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

済法一部を改正する法律案について採決をいたします。

本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

○加藤武徳君 私はこの際、ただいま可決されました法律案につきまして、附帯決議の動議を提出いたします。

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本改正法の実施に当り、次の対策を強力に進めることを要望する。

一、本法の運用については、法の精神に則り特に小規模企業に重点を置くこと。

二、法第十四条の企業間の通算の場合における「自己の都合による退職」の取扱については、できるだけ労働者の利益を尊重し、苛酷にわたらざるよう運用すること。

三、中小企業退職金共済事業団の業務委託金融機関には、労働金庫をも含めるよう善処すること。

以上。

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) ただいま加藤委員から提出の動議を議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

それでは加藤委員提出の附帯決議案を議題といたします。提案理由を御説明願います。

○加藤武徳君 ただいま提案いたしました附帯決議の案につきましては、案文に盛り込まれた三項目に内容は尽きておるわけでありませんが、案文にございましたように、第一点は、本法が改正されます精神にのっとりまして、小規模の企業に特に重点を置いて運用願いたい。これが希望の第一点でございます。

第二点は、法律第十四条の企業間の通算の場合におきまして、自己の都合によつて退職された労働者の方に対しては、もし苛酷にわたるといたしまするならば、法の精神にもとる結果に相なるのでありまして、労働者の利益をできるだけ尊重いたしまして、苛酷にわたらないように、運用上十分な御配慮を願いたい。これが第二点でございます。

第三点は、退職金共済事業団の業務を委託いたします金融機関につきまして、ぜひ労働金庫をこの中に含めていただきたい。これが第三点でございます。この三点をぜひ運用上特に御配慮を願いたい。これが附帯決議の提案理由の説明でございます。

○委員長(吉武恵市君) ただいまの決議案に対して御質疑のある方は、順次御発言を願います。――別に御発言もないようですから、これより本案を採決することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないことを認めます。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員(吉武恵市君) 次に、医療金融公庫法の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑の御ありの方は、順次御発言を願います。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

○藤田藤太郎君 今度出された医療金融公庫法の一部を改正する法律案については、厚生省がこれだけ原案をふやして、いろいろの角度から努力されるようですから、私たちはこれに対してあまり文句はないわけです。ただ、この前の医療金融公庫法案をきめるときに、いろいろ問題があった、問題があったのをどう解消されたか、資料が一つも出ていないですね。今どういう工合にやっているとこの資料が出ていない、今配っておられるのがそうですか、もっと早く配って、そうして、やはり理解を深めるのでなければ、今質問を始めたに配ってくるというようなことをやけしからぬじゃないかな。

○説明員(黒木利克君) 実は資料は一番最初に御審議願うときに委員部に差し上げてあったのでございますが、御審議に入る前に当然配付いたされてい

るものと思っておりました。失礼いたしました。

○藤田藤太郎君 それで、私はこれを見てみますと、この金融貸付の趣旨が、たとえば無医地区の解消をどうするとか、無業局地区の解消をどうするとか、そういう計画に沿ってでなければ皆保険をやっていく趣旨に沿わないと私は思うのです。だから、そういう点はどういう計画で進んでおりますか

ね。これは金額だけ、病院と診療所と共同施設、薬局、合計これだけですね。だからせつかく昨年の十億を二十億一般会計から、その他の原資を三十億から七十億に合計でふやされるのですから、そのふやす趣旨というものが本来この法律がどういうことで生まれてきたかという、その精神にのっとらなければ意味がないと思うのですが、どうですか。

○政府委員(川上六馬君) 御承知のように、医療機関の適正な整備という目的のためにも金庫法を作ったわけでございますので、一応設置基準などを作りました金庫法はかりました関係上、全然万当たりのベッドのないところに病院が二カ所、それから万当たりわずから十床以下のところに十三カ所、それから十床ないし二十床までのところに三十六カ所、二十床ないし三十床までのところに二十九カ所、それから三十床ないし四十五床のところに十カ所、四十五床以上のところにわずかに二カ所というようなことでございまして、一応人口当たり三十五床以下というところをベッドが比較的足りないところだというようにわれわれは考えておるわけでございますが、そこに大部分の病院がございまして、新しい病院の融資の八七%はそういう比較的病床の少ないところに行つておるわけでございます。それから、一般診療所におきましても、さ

ような非常に診療所の少ないところに大部分の診療所ができたというようなことで、かなりその目的には沿つておると考えております。

○藤田藤太郎君 それは現状における把握するための資料でしょう、今読み上げられたのは、なぜお出しにならない

のですか、それを。委員になぜお配りにならないのですか。

○政府委員(川上六馬君) あとから配付することにしたのです。

○藤田藤太郎君 私は、そういうことがさっきの労働省でも、政府は、厚生省、労働省も、法案さえはうり出しておけば、今日までの動いてきたことについて口でちよつとちよつと云うておけばそれで済むというふうな考え方で法案をお出しになるといふことは、これはけしからぬ話だと私は思うんです。たとえば、この前お約束された医療機関整備計画というのはどうなつておるか。これも聞きたいんです。

○説明員(黒木利克君) 医療機関整備計画案につきましては、前回医療金融公庫法案の御審議のときに提出したまま変更はいたしておりませんが、ただいま医療制度調査会に御審議をお願いして、近く結論を出していただくことになっております。従つて、その結論が出ました場合に国会に提出させていただきます。それと、この前お約束した医療金融公庫法は、その結論がまだ出ていないわけですので、これはまだ生きていないわけでしょう。そうでしょう。生きていないというならなおさら、生きていないと、この計画によつていろいろな医療計画をされるんですけれども、これが生きていない。生きていないならなおさらどういう工合にして日本の医療制度全体を、医療行為全体を進めていくかという構想の一こととして金融公庫を七十億にふやす、こういうことになつてくる。だから、そういう形のものをあなた方がお出しになつて、医療行為、皆保険を目標にした医療機関をこういう工合にしていくためには金融公庫法

で七十億をふやしてより充実するんだというこの事態に応じた資料をお出しになつて説明をされてこそ、私はこの法律が生きてるんだと思う。そういうことをやらないで、法律案だけほうり出してこれを審議して下さい。それは十億が三十億にふえるのですから、私

は何もそれだけに文句を言うわけじゃありませんけれども、それはけつこうなことだと思つておる。けつこうなことだけれども、ただ、財源がふえたのを、どういう実態で動いているか、どういふところで効果を現わしているか、というところが法律を審議した社会労働委員会でも内容を知らぬということである。それを言っているんです。

○説明員(黒木利克君) お説のように、医療機関整備計画と医療金融公庫の資金計画とは密接な関係があるわけでございますが、従いまして、昨年医療金融公庫法案の御審議にあたりまして厚生省の医療機関整備計画案を出せというようなことで、昭和三十五年から昭和四十五年までの十一年度の医療機関整備目標というものを厚生省として決定をいたしまして、昨午国会に提出をして医療金融公庫法案の御審議の参考にしていただいたわけでございます。しかし、ちよつと医療制度調査会というものがこういう医療機関の整備につきては御審議を始めています。だから、そういう所に特別な保護援助の手を差し伸べられているのかどうかです。たとえば京都のような所がございまして。今まだこの月いっぱい

にきまるかきまらぬか非常に市会でもんでいる所がございまして。こういう赤字府県が非常に困つておるんですけれども、そういう所にはこの前の事務費の単価百十円ですかにされて、府県別

実情でございまして。医療制度調査会の結論もおそらく六月にはある程度格好をつけていただけると信じますので、その節正式なものを提出して、また御審議の御参考に供したいと思つております。

○藤田藤太郎君 だから、今私が注文しました資料を出していただいて、適当な機会に、日本の皆保険に関連してこれとこれとこういう工合な対策を立ててそれで皆保険を効果あらしめるんだという説明を、資料をそろえていただけるんです。

○説明員(黒木利克君) 現在提出いたしました医療機関整備計画の厚生省案と医療金融公庫の資金計画については、さつそく資料を提出したいと思つております。

○藤田藤太郎君 そこで、大臣がお見えになりましたから、大臣に一言聞いておきたいんですが、医療機関をこの金融公庫で整備しようという趣旨。だから、非常にこれはいいことだと思つて。国民皆保険の立場からいいことだと思つて。しかし、国民皆保険が実際にこの月いっぱいまで整備されて、おそくとも来月の一日から全地域で出発するわけでした、この出発にあつていろいろとまだ実施する所においては議論があるようでございます。だから、そういう所に特別な保護援助の手を差し伸べられているのかどうかです。たとえば京都のような所がございまして。今まだこの月いっぱい

で多少事務費の補助の高低はあると思
いますけれども、そういう所が一つ例
にございます。それから、五大都市の
中で、順次きまりつつあるようですけ
れども、いつからどういう工合にし
て、最終のところはどう出資するかで
すね。それから現在既存の国保の会計
というものがどういう運営をされてい
るか。非常に困っている所が多いと思
うんです。厚生省は五分の一ずつ四
割保証、国庫負担で七割保証の案をお
出しになりながら、予算折衝ですこ
とへつ込められてしまったわけですれ
ども、私はその計画を今でも実現しよ
うという決意があるのかどうか、そこ
らあたりの御意見を伺っておきたい。
○国務大臣(古井喜実君) 皆保険とい
う体制が一応整うわけでありませうけ
れども、しかし、それについても、京都
とか大きな都市ではいろいろ問題もあ
ることよく知っております。けれど
も、どこの地方へ、お話のように、こ
の時期にあたって実施ということでは、
体制を整えたいということで、具体的
にもうその気がかかってその工作をそ
れぞれの地方でつかんで議論をしてお
るところでありますから、これは一応
実施はやっていける、また、やっても
らわなければならぬのでありますし、
やっていけると思っております。それ
について財政上の問題などは、これは
いろいろあることではあります、大都
市の方面ではこの給付率の問題も自治
体の経費でもって何がしか足しをい
をする、こういう問題もだんだんあつた
りするようではあります、そのことの
いい悪いは別にいたしまして、そうい
う真剣な様子も見られるのでありま
す。国保全体の、国保財政全体の問題

になりますと、これもたくさんこうい
う問題があります。全体的に給付率を
どうするかという問題もありません。こ
れはぎりぎり詰めて一つ結論を出した
いと私も思っております。給付率の問
題も、ことに疑問に思いますのは、金
のかかる大きな手術とか治療という
のについて、患者負担が半分とかとい
うようなことが非常に個々の面で不十
分な点として残っております。でもあり
ますからして、そういう点を何とか国
保を活用していけるような道が開けぬ
ものか、こういうこともありまして、
これは一ついい結論を出したいものだ
と思つていろいろ考えてみたり、相談
をしてみたりしておるところでありま
すから、そういう辺も改善をしていき
たいと考えております。医療機関の問
題もありません。お話の通りであります。
これもさつき以来お話ししているよう
に、今は厚生省だけの一応のラフな計
画がある。四十五年度を目標にした十
年計画のラフなものがあります。それ
からまた、三十六年から五年間の、前
期というか、前期五年間の計画も、十
年計画をもとにしてもっと練つてみな
なければいけません。実際の案として練
つてみなければいけません。それで、大
蔵当局にも今練つてもらつていろいろ
なこと、医療制度調査会、この調査会
についても、さつきも申しましたよう
に、審議を経なければなりませんし、
やってもらつていけるのであります。け
れども、もうちょっと活発に今の医療機
関の問題などは、この調査会も働い
うなことに仕向けたという考えであ
りますので、その辺は、きょうこんな
ふうにもうまけておきますと申し上げ
るのじやありませんけれども、何と

か格好をつけるようにやってみたいと
思つて苦心をしておる中途であります
ので、そのうちにがっちりした医療機
関の整備計画もお目にかければと思
いますし、もう少し、その辺、時間を
かしていただきたい。やってみようか
というところだけはもう申し上げまし
て、時間をかしていただきたい。
○藤田藤太郎君 私、今年一ぱいで
皆保険が成功をする。そうして農家を
中心にした市町村というものは収入が
ないので、財政力が少ない、こう
いう面が一つございます。しかし、た
とえば大都市だけをみてみても、国
保は所得割、資産割、均等割というこ
とになつて、その均等割も払えないよ
うな階層の方もおられる。そうなれば
生活保護になるのかというところにな
りますけれども、ぎりぎり均等割とい
うものを限度にして考えてみても、私
は、この日本全体の中で貧困者の非常
にウェートの高いところと低いところ
とあると思うのです。そういうものを
を、私はもう皆保険が今年で出発した
ら、全体の中でブルといひますか、
国全体でブルといひことがなかなか
むずかしいか知りませんけれども、何
らかそういう手を考えなければ、おの
づから資産割、所得割にしたつて、限
度があると思う。大体四万円幾らか、
五万円ぐらいのところを限度にしてお
ります。まあ私はやはりやむを得ない
と思うのです。こういう目的的な保険
制度でありますから、そうしますと、
財源の捻出するところがないというこ
とになるわけですね。たとえば京都のあ
たりですと、今度の国保の対象の中
で、その半数からは均等割が払えない
という状態の人がある。これはもう私

が説明するまでもなく、京都だけが焼
け残つたわけですから、そこへ焼けた
所の人が全部避難した。資力のある人
はだんだんと新しい町に出て行った。
資力のない者だけが京都の中に残つた
という、最もはなやかに見える都市で
最もスラム街の多いのが京都なんです
。ですから、国保を正規の手続で
やつても相当な赤字をかかえなければ
ならぬ。ちよつと何すると、京都市の
赤字財政ですね、赤字自治体として再
建整備の適用を受けて借金をしておる
という弱体であつても、ちよつとして
五大都市並みにも、頭だけ五大都市並
みにやろうとしたつて、京都の対象が
百二十万の中半分ぐらいになるのじや
ないかと思ひます。国保や建保、共済
保険その他をのけますと、半数以下か
半数ぐらいになる。そういうところの
皆保険をやるにしても、何億という
金を出さなければならぬ。京都市が
ちよつと手心を加えたら、一億から二
億の金を出さなければいけません。出さ
なければ保険経済が成り立たぬという状
態なんです。だから、そういうことを
考えてみますと、私は、やはりもう住
民の全体の中でこの皆保険の医療制度
を進めようとするなら、そういうブル
の問題を考えなければいけません。じや
ないか。あえて私は京都ばかりを言
うわけじやありませんけれども、小規模
の農家の集中しておる市町村の国保な
んというものは、財政というものは非
常に私は困難な状態で運営しておるの
じやないかと思ひます。だから、そうい
う意味を含めて、私は厚生大臣は、全体
をレベルを上げる中でそういう配慮を
しなければならぬ。もう来年度あたり
はそれを打ち出すときが来ておるの

じやないか。私はそう思うのです。だ
から、この前の五分の一、七割給付と
いうあの精神を貫くという決意が、五
分の一じや私にはとろくさいと思ひま
すけれども、とにかく七割給付をいかに
して早く実現するかというこの内容に
ついて、皆保険の建前から言つて、
ブルを何とかしなければ、厚生白書
ですら、富の格差の偏在を直さなけれ
ば、再配分をしなければいけませんと、
厚生白書で訴えながら、そういうところ
に手が届いてない。お産の行政の
上にとつと乗つておるような皆保険で
は私は意味がないと思ひます。そうい
うこまかいところに大臣は氣を使つて
おられるのか、聞かしてもらいたい。
○国務大臣(古井喜実君) 今のお話の
点は、こまかいどころじやない、非常に
大きな大事なことであるのでありま
す。そこで、この各種の保険制度がま
ちまちと乱立しておるという現状につ
いては、これでおもしろくないという考
えはもうさつきもさつきも大体一致し
てきておると思ひます。そこで、
で、全体的な調整とかという問題も根
本的にこゝで出てくるわけでありま
す。それにしてもさつき格差がひどい
ですから、特に国保が低いですから、
日雇い等もございますけれども、国保
が低いですから、それで格差を縮める
というのには、国保をつまらぬ充実に
するところ、ところが一番重点になると
思ひます。給付率のまず問題、それ
から給付率を上げれば負担が多くな
るから、負担が多くなつた場合
をどうするか。それに對し国がどう見
るのか。こういう財政上の、地方財政の
問題になつてくる。そうすると、国保
だけのセクションでこれが十分解決が

つくのか。もっと大きな他の保険制度との間の問題を考えなければ解決がつかぬのかという点にも展開してくるのであります。まずもって、国保というものの改善充実というところを重点に置いてこの問題に入り込んでくるのが私はいいのじゃないかという気持を持っておるのではありません。そこから入って行つて、保険全体の調整、全体的な調整というところを切り開いていくというのがいいのじゃないだろうか、こういうことを思いますので、具体的にこれはどこへ行きますものか、行けるとどこまで行つてみたい。こういう気持を強く持つておるのであります。

○藤田藤太郎君 ちよつとあとの方の言葉が気になるが、行けるところまで行つてみたいというところは何を意味しておるのか、そういう私が申し上げたようなことも大胆におやりになる決意でやってみよう、こういうことに理解していいのですか。

○国務大臣(古井喜實君) ちよんそうです。おっしゃる通りであります。

○藤田藤太郎君 あした分科会がありますから、厚生省の関係がありますから……この貸付条件は変わらないのですか。その他の今度これを変えることによつて政令でいろいろまた書き変えるようなことがあるのですか。あり得るならば、ここで一つ意見を出して、考え方を示していただきたい。貸付条件その他を中心にして。

○政府委員(川上六馬君) 全体といたしましては、資料にもごらんに入れましたように、今の貸付基準で、しかも相当申し込みが多いのですから、一応基準を大幅に緩和するといふようなことはなかなかむずかしいと思ひます

けれども、しかし、個々の問題ではないといふと少し実情に沿わないものがあるといふ批判も受けておりますので、部分的に基準などを少し変更して、改善すべきところは改善していきたいといふようには考えております。

○藤田藤太郎君 あくまで改善という趣旨でせつかくやっておられるのを縛るようなことがないかどうかというところを聞いておるので、よりよく意欲を満たすような方法で改善するならばいいけれども、金をふやしたけれども、またワケをかけて、いろいろたくさんな条件をつけて制限をする、手続をめぐらさうにするようなことになりまうと、せつかくの趣旨が生かれないことになりまうから、そういうことはやらぬでしようねというところを言つておるのです。

○政府委員(川上六馬君) その改善の方向に向かつて検討いたしております。決してむずかしいというよりは、むしろ緩和の方向に向かつております。

○竹中恒夫君 ただいま配付されました昭和三十五年年度の貸付審査状況調ですが、これを見ましても、御説明をいただかぬとわかりにくい点があるわけですね。たとえば借入申込と審査済額との関係、特にその次に貸付決定額と内定額、決定したものはすべて貸しておるのか、決定額と内定額との関係もわかりませんし、それからこの提案理由では、二十六億円を貸し付けたといふておられるわけですが、その二十六億円はこの数字が出てこない、計算すれば出てくるのでしょうか、配付資料には一応そういうようなところが明確にされた資料をいただきたいと思ひます。

○説明員(黒木利克君) この三十六年二月十五日現在の貸付審査状況の御説明を申し上げます。

この借り入れの申込数は件数と金額に分かれておりますが、これは二月十五日まで各代理店を通じて借り入れの申し込みをした件数と金額に分けております。それに対して二月十五日までに審査を終了した件数と金額が次にございます。問題は次の貸付決定額、貸付内定額でございますが、貸付決定額と申ししますのは、書類が整備して貸付の決定が正式になされたものであります。ただし、この中ではお話のありましたように、三十五年年度の資金は二十九億五千万円しかございせんから、ここにございせん貸付決定額三十二億余りの中で、先ほど申しましたように、二十六億につきましては、すでに本人に通知済みでございますが、残りの三億五千万円は年度内に通知をする。しかし、三十二億の中の二十九億五千万円の差引残りのものは翌年度になりまうと、正式に通知ができませんものだから、そういう使い分けをいたしておるのでございます。

なお、次に貸付内定額とございせんのは、一応貸付は決定をいたしておりますが、書類のある程度の不備とかいふようなことで、正式に決定の通知が出せないといふものでございせんが、これは事実上、貸付の決定の中に入れてもいいわけでございますけれども、ただ、一応書類等の不備がありまして、こういうような格好に区分けをしたわけでありまう。従つて、その次に

あります査定減額というものは、この貸付の申し込みの額の中で、貸付の決定が内定をしたものの査定額としまして、その申込額からこの決定額、内定額を差し引いたものをこの査定減額といふふうにしておるのであります。この査定減額の中では、基準に合致してないもの、あるいは申し込み通りの額を結局いろいろな基準に照らしまして査定をした査定額の総計を書いておりますわけでありまう。つまり基準に合致してない面を査定をしたということでありまう。

それから次の保留額と否決額であります。保留額につきましては、再調査を要するような事項がございまして、まだ内定までに至らないといふものでございせん。従つて、この中では決定をするものと否決をされるものとが含まれておるわけでございます。次に否決額というものは、基準に合致しないがために、全然可能性がないと言つて否決をした件数と額とでございます。

なお、次の審査未了額は、申し込みがありまうが、まだ審査を終了してない額でございます。

○竹中恒夫君 配付されました資料についての説明は了承いたしました。そこで、その次に伺ひたいことは、これだけの資料をいただいてきた場合に、この貸付の対象が、もちろん病院、一般診療所、歯科診療所、共同利用施設、薬局となつておりますが、相当に申し込みの件数も非常にあつておるわけであり、また従つて、貸付決定額、内定額等についても相当相違があるわけですが、先ほど政令の改善等のことについて藤田委員か

ら御質問がございましたが、こういうせつかくの医療金融公庫を設立したのかかわりませう、各区分によつて申し込みが非常に差があるということについては、政令の改善等において何かお考えになつておられますか、その点を。

○説明員(黒木利克君) この資料でも御推測がつかますように、歯科診療所の面と共同利用施設の面、薬局の面につきましては、いささか期待をしたよりも申し込みが少ないのでございせん。そこで、特に歯科の診療所の面では、歯科の新築の条件が現在のままではなかなか申し込みが活発でないといふような実情もございまして、目下再検討をいたしております。なお、共同利用施設につきましても期待したような申請がございせん。ここにあげてあります五件も、従来の検査屋と申しますが、従来の検査を業としておた人たちがこういう格好の共同利用施設に切りかへたいといふことで、一応私の方でも、医師会等と共同で検査施設を設置するといふことを予想しておたのであります。この点については、そのような期待がはずれたわけでありまして、これもどこに原因があるのか、関係団体と今検討中でございます。

なお、薬局につきまして、名古屋から一件申請がございまして、これも今の基準にはなかなか合致しないのでございせん。従つて、薬局につきましても基準の再検討をし、特に無薬局地区の新築しか認めないような規定でございまして、いろいろな皆保険が進みまして、調剤の仕事というものがだんだんふえて参ることが予想されますので、薬局につきましては、調

剤

利施設の増設というふうなものも対象にすべきであらうというふうなことで、これも関係方面と折衝しておりますが、大体そういう方向で解決ができそうでございます。従いまして、今までの実績を見まして、この基準につきまして再検討を今しつとあるところでございます。

○竹中恒夫君 次にお尋ねしたいのですが、今の御説明で考え方はわかったのですが、資料としては建築資金、特に甲種乙種に分けて、合計で、区分別でなしに、合計で甲種建築は申込件数はどれくらいあったか、乙種はどれくらいあったか。また、建築資金はどうであったか、運転資金はどうであったかというふうな資料が今日配られることによって非常に審議がしやすいわけですね。

○説明員(黒木利克君) 実は最も新しい資料と思ひまして、ただいま三月十三日現在のこの区分けをしました資料がございますので、あとで提出させていただきますと思ひますが、ここで御報告申し上げますと、資金の種類別の貸付の決定状況ということになります。新築資金、甲種増改築資金、乙種増改築資金、機械購入資金、長期運転資金というふうに分けて、件数が、新築で三百三件、金額で十一億円余りでございます。甲種の増改築資金が件数で四百三十件、金額で十六億円余り、乙種増改築資金が、件数で二百九十二件、金額で五億三千九百九十九件、機械購入資金が六百九十件、五億二千九百九十九件、長期運転資金が百十九件、三千五百九十九件、大体このようふうな決定状況でございます。

○竹中恒夫君 よくわかりましたが、

その次に、政令の改善をなさるときに、お考え願いたいことなんですが、今までの実績でいろいろ聞いておるわけですが、代理店との折衝において、あるいは代理店から中央へ来た場合との期間を通じて担当貸付に對しての手続が複雑である。もっと簡易化してもらいたい。こういう医療担当者というものの信用情報というものをと認めてもらって、貸付の事務を簡素にしてもいい。事務の簡素化というものは貸付のスピードにかかる。そういった点について格段の御配慮をいただきたい。政令改善等の機会に、あるいは指導の面においてもそういう点をよく考えていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○政府委員(川上六馬君) 事務をもう少し簡素化しろという声をたびたび耳にするわけでありまして、公庫などにもその点を考慮するように言っておるわけでありまして。つまり医師、歯科医師の方でも、どうも事務に非常におつきうがられるような関係もございまして、金を借りるのにこの程度のやはり事務は当然だというふうなふうな意見もあるわけでございます。しかし、せつかくそういう御意見でありまして、さらに検討さすようにいたします。

○鹿島俊雄君 ただいま医務局長の御答弁によると、貸付の事務煩瑣のために医師会、歯科医師会の方でどうも逡巡するような傾向がある。いろいろとはつきりすることはけっこうですが、これに拍車をかけることは、取扱指定銀行がことさらに直接貸付をするような動きが相当あること。現在一部の医師会、歯科医師会と特別契約を結

んで簡単に迅速に貸付を行なっているものがある。医療金融公庫の融資は繁雑で扱いにくいというところで、そういう契約が今後とも相当数の医師会、歯科医師会で行なわれる傾向にある。右のようなことでどうしても医療金融公庫の事務取扱に對しては熱意がこもってこない。こういうふうな取扱いは、することは不都合と思うのですけれども、しかし、今の融資ワタでは全部の資金量をまかなえなから、そういった協力をしていたことは悪いとは言えないのですけれども、実質的にいって、どうも医療金融公庫設立本来の意義を没却するような形に来ておると思う。この点についてはどう考えますか。

○説明員(黒木利克君) 確かにお説のような問題がございまして、厚生省といたしましては、医療金融公庫の直接貸と申しますか、そういうようなこととこれが合理化対策を立てるべきであるという主張を持っておるのでございまして。しかし、これは大蔵省との共管でございますから、大蔵省の従来の国民金融公庫なりあるいは中小企業金融公庫の経過を見て、いずれそういうふうになるにしても、今すぐはそういうことを約束するわけには参らない。しかし、将来の方向は確かにそういう直接貸というところで対抗し、代理店に對しては迅速にやるようにすべきだということには意見の一致を見ておるのであります。その時期についてはまだ協定ができないという段階でございます。

○鹿島俊雄君 そこで直接貸をするためには支所の設定が必要と思うのです。この年度の予算ではとてもで

い。明年度においてそれやる意思がございまして。○政府委員(川上六馬君) 何しろ昨年の七月に開いたばかりでございます。まだまだもう少し様子を見せんとならなと思います。今の次長のお話のように、将来は考えなければならぬとは思っております。明年度の予算で支所というようにきめていないわけでありまして。推移を見て。

○鹿島俊雄君 今の御答弁ですと、結局は今の貸付の実情は悪い。これを直接貸に何とかしなければならぬという理論から言っておかしい。やはり支所をどうしても設けなければならぬ。改善はできない。どの公庫を見ても支所のない公庫はない。発足一年ぐらいはやむを得ないとは思いますが、当局自身支所を置くかどうかというふうなことが未定であるというふうなことではとても予算の獲得などはできない。もっと突っ込んで計画を立ててやらないと駄目です。設立本来の趣旨が生きていないと思うのです。非常に遺憾がちの御答弁ですが、そういうことについて積極性を持ってやっていただきたいと私は思うのです。

それからもう一点、全体の貸付利率の平均値はどのくらいになっておりますか。○説明員(黒木利克君) 七分二厘でございます。

○鹿島俊雄君 全部の平均値ですね。○説明員(黒木利克君) はい。○鹿島俊雄君 それからもう一つ資料についてお願いしたいと思うのですが、できましたら、地区別の貸付状況について知りたいと思ひます。地域的な不満の声も相当出ておりますから、一

応運営の面の改善等に資するために、できたら地域別の貸付状況の調査がほしいと思ひます。○説明員(黒木利克君) 各県別の貸付状況、現在整理をいたしたのがございまして、提出させていただきます。

○竹中恒夫君 これは非常に大事なことで大臣にお聞きしたいのですが、今の鹿島委員の質問に關連いたしてありますが、資金の關係で、わずかの資金であつたのでこういうことになつたと思ひますが、非常に貸し出しの制限といひますか、取扱い等がなかなかむずかしくて、資金がないので、ことさらにむずかしくしたような傾向が見受けられる点もありませんか、その結果として、この医療金融公庫ができた一つの大きなプラスになる面は、医療担当者から言ふならば、今鹿島委員が言ひましたように、各地で医師会、歯科医師会が団体的な立場で地方銀行と話し合ひをして、医療金融公庫以下のあるいはそれ程度の利子できわめて簡単に金の貸し出しをやらしたのが全国で相当あるわけ。これは借りる方から言ふと、非常に便利でいいわけですが、医療金融公庫本来の行き方からすれば、やはり医療担当者の資金といふものは国民公庫その他から借るのではなくして、医療金融公庫をして借るといふ建前になるだろうと思ひます。そうならば、先ほど申しましたような事務の簡素化あるいは利率の問題、あるいは支所の問題等は、漸次資金がふえてくれば当然お考え願ひたいといふことを私は強く大臣に要望するわけなんです。そういう点についてのお考え方が一点と、もう一点は、これ

はもう一つ大事な問題ですが、これは法律ができるときに相当議論したのですが、今藤田委員も言われたような医療機関の整備計画に関連をいたしました。この医療金融公庫というものの運営が期せられるようになっておるわけですが、私はその当時無医地区の解消問題をわずかに二十億、三十億の医療金融公庫の資金で解決するということが困難である。あくまでも医療金融公庫というものは、やはり無医地区の解消というようになくして、現在ある医療機関の荒廃した設備の改善とかあるいは増設というように、医療機関整備計画というものは別途の考え方、別途の資金をもってやるべきである、こういうことをその当時申し上げたわけですが、やはり今回七十億円ぐらゐの資金になりましてもうい無医地区の解消というところに結びつけた考え方では、今まで期待したております。既存の医療担当者が非常に不満を持つわけですが、そうした点についての考え方と、この二点をお聞きしたい。

○国務大臣(古井喜實君) まず第一点の、貸付事務の簡素化ないしは貸付条件の改善、あるいは出先の支所の問題、こういう点につきましては、この実績なり、各方面の御意見をよく参酌いたしまして、そうして改めるべき点、また、考えるべき点、これの実現をはかっていると思うのであります。

それから第二点の無医地区解消の問題と、この金融公庫の融資の問題でありますけれども、この金融公庫の融資で無医地区を解消するという問題はな

かなかそぐわない。大体無医地区解消は、医療機関がはっておけば成り立たぬからああいうことになっておるので、それから、これについては公的に考えまさんと、援助するとか特殊に考えまさんという、金融公庫の問題では解決できない種類の問題だろうと思うのであります。でありますから、おのづからこの方面にこれは利用されるということもないかもしらぬと思ひますけれども、考え方としてやはり別個の問題として扱っていくのがいいのだからと思ひます。竹中さんの言われる筋がよいと思ひます。竹中さんの言われる筋がよいと思ひます。竹中さんの言われる筋がよいと思ひます。

○竹中恒夫君 大へん私の満足する御答弁をいただいたわけでありまして、そこで局長に、これはこまかい問題になると思ふのでお聞きするのですが、せつかくの大臣のそういう考えでいきますと、建築資金に甲種建築資金と乙種建築資金とありますね。これに對しまして、無医地区の解消の線に沿うたような考え方になっていく。甲種と乙種に分けたのは、人口比率その他市町村等の関係で分けておられるのです。が、こういうことを一応充足する当時の考え方としては妥当ですけれども、漸次これも解消するといひますか、一本にするような方向にぜひ進んでいきたいものだと思ふ。私には持つておるわけですが、当局はどういう考え方を持つておられるかということ、もう一点、建築資金については、一般診療所と歯科診療所との間の坪数が違うわけですね。診療所の住宅はどちらも六坪になっておりますが、治療所として使うものとしては、歯科は十五坪で、

一般が十八坪になっております。歯科には御承知のように、技工室というものがあつて、薬局に相当するものがあるわけですね。従つて、こういう点もあまりにこまかく分けるということではなくして、せつかくこういう診療所を建てたいのだという設計図がこれ、一応基準は基準として考えてもいいのじゃないか。基準を変えてやるというふうなことに漸次改善してもらいたいと思ひます。この二点についての事務当局の考え方を承りたいと思ひます。

○政府委員(川上六馬君) 採算のとれないところは、無論大臣のお話のように、これは公的医療機関でやらなければならぬ。しかし、先ほども申しましたように、かなり病床の少ないところ、あるいは診療所の人口当たりの非常な足りないところがまだたくさん実はございまして、その中では、ここで開業してもらえば収支償うようなところも実は少なくないわけでありまして、そういう意味で、一応甲種、乙種というものを区別をいたしたわけでありまして、今のお話のあるような方向では、今漸次改良をはかつていかなければならぬというように思つております。それから診療所の坪数でございますが、これも診療所にいたしましたもいろいろの種類のものでございまして、一がいには言えないわけでありまして、確かにあまり設備のよろしくないような診療所と、歯科の診療所を技工室を入れた場合にどうちがうかというふうなことは言えないと思ひますので、こういう件につきましても検討をさせていただきますと思ひます。

○委員長(吉武恵市君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

○委員長(吉武恵市君) この際、参考人の出席要求についてお諮りいたします。本法案審査上の参考に資するため、医療金融公庫理事河野鎮雄君に出席を求め、医療金融公庫の現状及び今後の見通し等につき、本日意見を聴取したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと仰ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認め、参考人から意見を聴取することに決定いたしました。

○小柳勇君 竹中委員の質問に関連いたしまして、大臣に質問いたします。が、無医地区、僻地の診療状況並びにその施設の設備整備状況について、この前の医療金融公庫法を通過するときにいろいろ論議いたしました。それで医務局案が出されて、これについても問題がありまして、それからあまり議論をしておらぬのでありますが、無医地区並びに僻地の医療機関整備計画についてはその後どのように進展しておるか、御説明をお願いいたします。

○国務大臣(古井喜實君) 無医地区、また、その中の特別ひどいという、か、特別無医地区といひますか、そういうところの解消問題につきましては、今までの既定方針と、やはり今年も、三十六年度も若干の色合いをつけて、同じ方針を執行することにいたしております。

ますが、なほ詳細なところは、事務局から三十六年度のことについて説明をさしたいと思ひますので、お聞き取りをお願いいたします。

○説明員(黒木利克君) 先ほどの御質問にも関連いたしますので、厚生省できめました医療機関整備計画を提出をいたしまして、その節詳細に御報告を申し上げたい、数字的には御報告を申し上げたいと思ひます。大まかに申し上げますと、厚生省の關係の補助金病院あるいは診療所に対する補助金あるいは融資等につきましては、医療機関整備連絡協議会というものを厚生省に設けまして、ここで厚生省のきめました医療機関整備計画に従ひまして、審査をいたしておるのであります。これはどちらかという、消極的な面で医療機関の集中を避けるということを配慮いたしておりますが、別に積極的な無医地区とかあるいは準無病床地区につきましては、無医地区対策の経費として医務局で計上いたしましたものと、保険局で国保の直診として、こういうような医療機関のないところ、あるいは足りないところに補助金を支出することによりまして、積極的にこの解消に当たる。なお、医務局の方で無医地区に協力をする。公立病院につきましては、親元病院としてその医療機械設備その他について助成的な意味の補助金を支出するといふようなことで、積極的な解消に乗り出しておるのであります。数字につきましては、あとで提出させていただきますと思ひます。

○小柳勇君 医療機関整備計画といふのはいつお出しになるのですか。

○説明員(黒木利克君) 昨年厚生省議

で決定したものを昨年の医療金融
公庫の御審議のときに提出したの
でございませうが、その後改正をいたし
ておりませうので、昨年決定した
ものを再度提出をさせていただきたい
と思ひます。

○小柳勇君 竹中委員の御質問の中で
は、無医地区の医者と診察所に対
する金の貸付についてはあまり重
点でなく、現在営業しているある
は開業している診察所に対する資金の
援助というものが重点であるといふこ
とでありましたが、昨年審議した
ときに、無医地区並びに僻陋地に対す
る医療機関の援助についても相当意を
用いるようにという発言があったと記
憶しております。昨年度の貸付の中
で、特にそういうことを考慮されたか
どうかと聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(川上六馬君) 先ほども申
しましたわけでございませうけれども、
現在人口一万当たり三十五床以下とい
うところはなるべく三十五床まで持っ
ていきたいというのを考えておるの
であります。今までの貸付の状況か
ら申しますと、先ほども申しましたよ
うに、本年度この病院の融資をいたし
ましたものが九十二万所になつておる
わけでございますが、その中で三十五
床以下のものが八十七%を占めておる
というふうな状況でございまして、その
病床の不足の地区に対するだいたい増床
ができたと思つておるわけでありま
す。それから一般診療所につきましても、
一般診療所が貸付対象になつておる
のは百七十一あるわけでございますが、
人口三十万以上の都市では六十、
人口十から二十の都市では三十三、
人口十未満の都市では七十六と

いうふうになつております。比較的人
口の少ないところにたくさん診療所
ができるということになるわけであり
まして、そういう点では適正配置の趣
旨に大部分沿つたという融資ができ
たと考えておるわけでありませう。

○小柳勇君 昨年度の出された医
療機関整備計画についても、また、た
だいまパーセントで言われましたけれ
ども、無医地区並びに僻陋地に対す
る診療計画というものが厚生省として熱
意が足らぬのじゃないかという気がし
てなぬのですが、厚生大臣、いま一
度決意を聞いておきたいと思ひます。

これは、この前、予算委員会が僻陋地
特に離島振興計画の一環として長崎と
熊本県を視察いたしました。その県知
事の陳情の中にも再三書いたのでござ
いまして、僻陋地に対する診療につ
いて非常に厚生省として金もなからうけ
れども、もう少し何とかしてもらいた
い、こういうふうな陳情を受けておる
のであります。車の問題、船の問題
などありまして、診療所自体に対する
投資、資金の貸付に対しては非常に困
難でありまして、厚生大臣は、特
に今年度のこれは直接医療金融公
庫法とは関連がないと思ひますけれど
も、この際に決意を聞いておきたいと
思ひます。

○國務大臣(古井喜實君) どういう場
所の人でも均等に医療が受けられるよ
うにならなければならぬわけでありま
すからして、無医地区、無病床地区の
解消、これは大事な問題になつてくる
と思ひます。三十六年度もまたその中
の特殊な場所には例の巡回診療車、巡
回診療船というふうなものが設置する
新しい問題も取り上げて具体化してお

るようなことでありまして、一挙に全
部を解消してしまふということまで
によう行つておられませうけれども、で
きるだけ初め申し上げましたような考
え方からこの問題の解決に対処してい
きたいものだと思つておるのでありま
す。

○小柳勇君 次には、私勉強不足で
が、昭和三十五年貸付審査状況調を
今いたしておきます。この貸付を審
査する機関、審査するメンバー、そ
ういうのは、最終決定するのはどうい
う方でしょうか。

○説明員(黒木利克君) 医療金融公庫
法におきまして、業務部に審査課とい
うところがございますが、ここで下審
査をいたしまして、最後の決定は、理
事長を含めた理事機関で合議制をもつ
て決定するということになつておりま
す。

○小柳勇君 そうしますと、ただいま
私が発言いたしましたように、無医地
区なり僻陋地区の医師並びに歯科医師
診療所から資金融資を申し込まれた場
合に、厚生省などの政策というものが、
医療金融公庫の理事会に反映して、そ
れが末端まで貸付の中で医療行政が反
映するということとは非常に至難な業だ
と思ひますが、この点どのような指導
監督をとつておられるか、聞いておき
たい。

○説明員(黒木利克君) 御質問の点
は、医療金融公庫法に基づく医療金融
業務方法書及び医療金融公庫貸付準則
というもののよりまして、厚生省の医
療機関整備についての方針というもの
をこれらの二つの方法書、準則に織り
込まれておるわけでありませう。なお、
この方法書、準則は、主務大臣の認可

を経なければなりませんので、この二
つの方針によりまして、医療金融公庫
設立の目的を達成せしめておるわけ
でございます。

○小柳勇君 この審査状況調の中に、
査定保留したところと否決したところ
とございます。このような場合に、苦
情処理あるいは不平を訴える機関はど
ういうところですか。

○説明員(黒木利克君) 否決をいたし
ました場合に、申し込みました金融機
関を通じて、その理由を問いた
だす仕組みを現在やつておりますが、
具体的には否決をいたしました場合には、
この準則に基づいて、こういう点で条
件が合致しないというふうな詳細なこ
とを書きまして、本人に通知をいたし
ておるのであります。それについての
不服の場合は、市中銀行を通じてま
して、医療金融公庫に疑義の解明を求め
る。場合によりましては、都道府県衛
生部に直接こういう点の疑義の解明に
ついていろいろ相談に行くというふう
な運営をやらしております。

○小柳勇君 そのような具体的な事例
がございませうか。たとえば県の衛生部
に申し出たとか、厚生省に不平を持
てきたというような例がございませ
う。

○説明員(黒木利克君) 相当数聞いて
おります。

○小柳勇君 そのような不平不満に対
しての最終的な認定については、厚生
省で把握しておられますか。

○説明員(黒木利克君) 理事長を主と
する理事会でそういう問題を再検討を
するように指導しております。

○小柳勇君 医療金融公庫だけであり
ませんが、中小企業の助成資金にいた

しまして、情実などによつて貸し付
けたというふうなことも決算委員会
再三三回指摘したわけでありませ
うが、この貸付状況について資金が一
いあれば問題でありませうが、資金が
少ないのでありますから、そういうも
のについては、厚生省は指導監督を十
分にしたいと思つておるのです。

それから次の問題は、三十五年度で
借入申し込みが二千七十九件でありま
すが、貸付決定は九百七十九件の四
七%であります。約半数ですね。それ
に三十六年度の予算は約二・五倍ふえ
ております。金だけ約七十億ふえて
も今の申込数に対しては余るよう
に思ひます。もちろん私は多々思ひま
すが、貸付は多い方がいいと思ひま
すが、そういうふうな不合理な点
が、ありますから、そういう点もどうい
うふうにお考えですか。

○説明員(黒木利克君) お説のよう
に、初年度におきましては十月から業
務を開始いたしましたので、資金量も
二十九億五千万円でございます。貸付
の申し込みに対しては三分の一以下
でございます。従いまして、三十六年
度におきましては過去の実績等にもか
がみまして、七十億の増資をいたした
わけでございます。大体年間の私の方
で考えております対象になる資金量と
いうものは八十億以上をめぐらした
ておつたのであります。いろいろな
関係で来年度は七十億にきまり、残り
の十億は中小企業金融公庫の方で充
当するといふような結果になつたので
ございませうが、この二十七十九億
三十五年度に九百七十九億、七十九
これは二月十五日現在であります
から、おそらく千件をこえると思ひま

が、千件というものを一応決定することになり、残りのものは、昨年度、三十五年度に申し込みをしてこの基準に合致しておるものから三十六年度の予算でこれを解決をしたいというふうなことで、三十五年度の申し込みで決定しないものがそのまま借りられないということにならないように条件に合致するものは三十六年度の原資で対象にするような運営を指導しております。

○小柳勇君 大体わかりましたけれども、これで今年度の七十億で申し込みと決定とについてのバランスはどのくらいに考えておられますか。

○説明員(黒木利克君) 大体ここにございますように、年間九十億程度のものが予想されるのでございます。初年度におきましてはそのうち三分の一がきまり、これは来年の申し込みの見通しがまだはっきりいたしません、大抵年間九十億程度で推移するのではなからうか。そういう意味では、来年度におきましては、今年の残りの六十億と来年度もやはり来年度の申し込みの三分の一しか消化できないということになるわけでございます。

○小柳勇君 そのことは、診療にあるいは医療に対してむしろ不完全だというふうなことはなりませんでしょうか。

○説明員(黒木利克君) この資金量の問題はどれほど必要かというふうなことは先ほど医療機関整備計画で御質問ございましたが、大体私の方の理想としては、昭和四十五年までに毎年四百億から五百億程度の資金量が必要になるわけでございます。しかし、これは全部こういうような医療金融で

融資をするのではなしに、自己資金とかというふうなものも相当期待をいたさなければなりません、ただし、こういうふうな理想的な資金量と一体国民医療費との関係がどうなるかということ、この年間の一体資金量をどの程度に押えればいかというところが非常に問題になるのでござい、いろいろ案がござい、この整備計画というのはいくつかの統制でござい、それから、官僚統制になる弊もある。そこでこういう計画を立てたりあるいはこれを実施する場合にできるだけ民主的にやりたいというので、せつかく医療制度調査会という面

の数字に関するいろいろ御審議を願っている最中ではございます。なお、各都道府県におきましては、医療法に基づきまして医療機関の整備審議会というものが制度的にござい、ここに相談をして、そういうような年間の整備計画、先ほど大臣が申されましたように、少なくとも五カ年間ぐらいの整備計画を立てましてその資金量が幾ら、それに對する財政措置というものはどうすべきであるということ、を近日一つの案を作り、かように考えております。

○小柳勇君 参考人見えておりますので、金融公庫の業務内容について質問いたしたいと思ひますが、金額のほかに、たとえば職員の数なり、申し込んではから期間どのくらいしたら借入申込者に金が渡っていくのか。扱件数についてはわかっておりますが、業務内容について、簡単に御説明をいただきたいと思ひます。

○参考人(河野雄雄君) 医療金融公庫の河野でございます。

医療金融公庫につきましては日ごろから並み並みならぬ御親誼をいただきまして全く感謝しておるところであります。この機会に厚く御礼を申し上げます。

ただいまの御質問でございますが、現在、職員は役員を含めて三十名、役員が五名、職員が二十五名であります。職員は現在二部に分けております。総務部と業務部、この二部でございます。その下に総務部におきましては総務課と経理課の二課を持っており、業務部におきましては業務課と一課、二部三課になっておるわけであります。この職員数は当時で定められておりました。二十五名と申しますとちよつとあるようでござい、交換手もおれば、給仕さんもおられる、ということ、実際の事務に携わる職員は数にきわめて少なくなつておるものであります。全体の職員を奨励いたしまして、利用される方々に御迷惑をかけるないようにということで一生懸命やつておる次第でございます。

昨年度、三十五年度におきましては、御承知のように、七月一日に設立になりました、それ以来準備業務をやりまして、八月十五日に受付を開始いたしました次第でございます。準備期間が十分でござい、はなはだ不手際なところも多々見受けられたと思ひのであります。

今年度のやり方といたしましては、資金量も少ないわけでござい、大抵申し込みを二回に分けて、第一回は九月中旬に公庫に書類が出るようにというふうにお願ひいたし、第二回は十月中旬に公庫に到達するようにというところで、銀行を通じてそういう方針を示したわけでござい、最初の予定といたしましては九月中旬に來たものは翌月中ぐらいに審査をしてこの翌月には貸出しができる。それから十月中に出たものは十一月中に審査を終えまして、その翌月には貸出しができるようにというふうな目安で仕事を始めたわけでござい、ところが、実際やってみますと、職員が最初申し上げましたように、非常に手不足でござい、非常に初めの仕事をやり

ましたので、非常にふなれで、また、申し込みも非常に多うござい、それからもう一つ、準備期間が不十分であつたこともござい、やり方等についても決定が十分できておりませんので、書類が非常に不備なものがありまして、いろいろお問ひ合わせをするということに予想外の時間をとりまして、なかなか予定通り進捗いたしません、年末中ぐらには何とか決定を全部終えたいということで始めたのでござい、相当部分年をこしてしまつたような状況でござい、この点は職員一同非常に一生懸命やつたわけでござい、ただいま申し上げました事情で、ちよつとおくれまして、非常に御迷惑をかけた向きがござい、まことに申しわけないと思ひ存じておるわけでござい、この点につきましては、本年度幸いにいたしまして、職員もかなり増員が見込まれておるわけであります。ただいま予算を御審議中ではございますが、職員三十五名増員ということで、予算が組まれておるわけでござい、それから事務のやり方等につきましても、たとえば簡単なものも複雑なものもござ

います、そういうものを一括して、同じレベルで審査をしたために、簡単なものでも相当時間がかつたというふうなこともござい、もういったような点は、今後やり方を工夫いたしまして、迅速に処理をいたしたい、かように考えておる次第であります。

○小柳勇君 理事が今いらつしたときに、私が厚生省に質問しておりますが、申し込みがあり、件数に対して、貸付の件数が約半数あり、また、それでこし七十億になります、が、これで今厚生省当局としては、昨年度のもの、全部済んだらうか、あとまた今年新しい申し込みについては、三分の一くらい残るだらうか、ということですね。あなたの方だったら、資金のくらくらあつたら、満配できるといふ予想ですか。

○参考人(河野雄雄君) 本年度の申し込みのうちにも、相当基準に合わないで、お断りしたものがござい、そういうものは、来年度また基準をどうするかというところは、これから検討する問題でござい、やはりなお基準に合わないというものも出てくるのじゃないかと思ひます。そういうものは年をこしまして、一応御遠慮願ひなければならぬというふうなことになるのじゃないかと思ひます。お手元に、この前差し出し申し上げたかと思ひますが、二月十五日現在の表では、三十二億決定したというふうな表になっております。これをお出ししたところかと思ひ、ござい、その後事務が進みまして、二十八日、きょう現在で決定を見まし

たのが四十一億円になっております。そういたしましたも、決定額の、申込額の半分にないわけでございます。あとはまた来年度に繰り越されるというふうなこともあるのですが、今の予想といたしましては、今保留になって、現在のままで、なお若干のものは貸し付けしていくようにきめていきたいと思ひますが、その他のものにつきましては、だいたひ申し込みをいただきまして、そのとき事情が変わりますので、手続的にはもう一回申し込みをしていただく方がよいのじゃないかというふうに考えておるわけでございます。そういうことも含めまして、来年度どのくらいの申し込みがあるか。実はこのしの実績は、変則的な年でございまして、と申しますのは、年度途中の業務開始ということ、それからまた、公示の時期も必ずしも適当な時期でないときに貸し出しを決定しているというふうな事情もございまして、非常に変則的な時期でございまして、このしの実績で来年度どのくらいということ、を、ちょっと見当を立てることが非常にむづかしい。ただ大づかみに、来年度百億以上の申し込みがあるかどうか、こういうふうな考へておるわけであります。そういうふうな考へておるわけであります。そういたしますと、七十億の資金ではまた相当お貸しできない分も出てくるわけであります。私も当初予算をお願いいたしましたときは、大体百億くらいの資金がほしいということをお願いいたしましたわけでございますが、各機関との振り合ひもございまして七十億ということになったわけでございます。この予算が執行いたしますれば、先ほど来いろいろ質疑がございましたように、医療機関の適正普及あるいは機能の向上という公庫の趣旨に沿ひまして政府機関と十分連絡を密にいたしまして、能率的に資金の使用をいたしたい、かように考へております。

○小柳勇君 業務がふえる、資金が倍になりますので定員はどうかと聞こうと思つたら今お答えになりましたが、三十五名の増員を予定しておられるようですが、単純業務のようでは、業務部と総務部でやられるのに貸付金はもろふえませんが、三十五名の増員はもう御決定ですか。

○参考人(河野鎮雄君) 予算案に盛り込まれている数字でございまして、ただいま国会で御審議中かと思ひます。

○小柳勇君 そうすると、合わせまして六十名になりますね。今職員の平均給与はどのくらいになっておりますか。

○参考人(河野鎮雄君) ただいま正確な数字を持ち合はれておりませんが、大体各公庫の基準にならないで給与をきめておるわけでありまして、政府のレベルより若干上回つておると思ひます。

○小柳勇君 今何か課長から……。

○説明員(黒木利克君) 平均給与は二万二千円程度でございまして、

○小柳勇君 この役員の給料はどこがきめですか。

○説明員(黒木利克君) 主務大臣が決定をいたします。

○小柳勇君 大臣に質問いたしますけれども、これは今職員の数が二十五名、役員の数が五名。たとえば理事長が二十万、総務担当理事が十二万五千円、庶務担当理事が十二万五千円、業務担当理事が同じ、監事十萬、総務部

長が勤務手当、役職手当、扶養手当を加算いたしました、合計九万二千六百五十円、総務部長経理課長七万三千八百四十円、それから業務部長業務課長が六万六千円というふうな決定になっております。これは主務大臣、厚生大臣御存じでしょうか。

○國務大臣(古井喜實君) 具体的に私も十分知識を持って知っておりませんが、けれども、大体この種の他の公庫などと同じ合意をとつてきめておられるのが例でありますから、大見当そんなことであらうというくらいに思つておつたのであります。

○小柳勇君 他の公庫との比較もございしますが、国民金融公庫は一般会計の出資金だけで二百億、役員員合をせまして二千六百人、住宅金融公庫は五百二十五億円で、職員が八百六十二名、中小企業金融公庫二百四十一億、職員が七百七名、公営企業公庫、これは小さい。これはこの間決算委員会でも問題になりましたけれども、主務大臣としてほかの公庫に比べるということ、ございしますが、もちろん私は多いからどうということではございせんが、大臣どのような御感想ですか。

それからもう一つ、私の言わんとするところは、職員の平均給与が二万二千円でございますから、これに比べてあまりにも差があるのではないかと、いうことが前提になつての質問でございます。

○説明員(黒木利克君) 公庫の給与につきましては、大蔵省の給与局で調整をいたしております、大体公務員の二割増しということでございます。従つて、二万二千円はこういう公庫の大体の平均給与に近い数字でございます。

ます。

○小柳勇君 大臣どうですか。

○國務大臣(古井喜實君) どうも知識が乏しくて相済みぬのですけれども、これは役員の方も調整してつり合ひをとつてきめるのが例でありますから、まあ全部が一律ではなかつた、多分何段階かになつておつたかと思ひますので、まあいいところとつり合ひをとつてきめるのが例でありますから、この点は高いも低いもないのだからと私は思ふのです。それで従業員の職員の数の多い少ないはありますけれども、さればといつて将来のことでもありますし、それから役員職員の職責というふうな本来の職責もあることとありますから、やはり役員としてつり合ひをとつていけばそれでよいも悪いもないのではないかと思ひますが、その辺どういう御趣旨だったか、なお何でしたらなお尋ねによつてお答えしたいと思います。

○小柳勇君 他の給料の高いというふうなことを言うのではなくて、三十名、職員役員合をせすと三十名の人が本部にありましてあまりにも差があり過ぎるのではないかと、いうことが一つ。それから僻地などの医療機関についての融資についてはわれわれも最大の努力をしなければならぬ。しかも貸付の期限についても短期間に貸せようにしなければならぬ。そういう意味においてその責任も重大でありまして、仕事も繁雑ではありまして、しょうけれども、ただ単にはかの公庫との比較ということでは大臣が考えられ、ということについては、私は不満であります、この問題については、これは今ちょうどいい機会でありますから、大臣一ついまい一度御検討願ひまして、そうして単に官僚のやめられたあのポストというふうなことにとられまへんようにしなせんと、はかに公庫を作る場合でもいろいろまた問題も出て参りまして、実質的にどうあるべきかという点については一つ根本的に御検討願ひたいと思ふのです。それから私はもう申し上げません。そのほかにもせつば詰まつた問題を厚生省はたくさん持つておられますから、金があるからまあこのくらいにしておこうという見当でやるということについては私は納得できないわけですから、もう少し大臣のお考えを聞いておきまへんと、この改正案についても私は少し考へなければならぬと思ふのですが。

○國務大臣(古井喜實君) これはまあ主務大臣がきめることではありますけれども、役員の給料は主務大臣がきめることではありますけれども、予算を編成しますときから大体金融公庫はどういう給与を見ろかということ、ちゃんと予定して、これは予算も去年のときからきておるのであります、そう私が上げるの下げるのというわけのものではないのであります。それからまた、医療金融公庫のことにつきましては将来の発展性も大ききあることとありますし、そういうことも役員としては重要に考へていかなければならぬ職責も持つておるというふうなわけでありまして、ことさらこれをよその公庫に比べて安くするということもこれもなかなか簡単にそうとは言へませんので、まあお考えの辺はよく検討はいたしなせうけれども、事情はそういうところでありまして、御了解願ひたいと思つております。

○小柳勇君 ほかの公庫の問題についても、決算委員会で二、三回これは問題になったのでございますので、内閣全般の問題として御検討願いたいと思ふのです。

最後の希望としては、百億ぐらいの申し込み見込みがあるようでありまして、今年度は七十億であります。それで医療金融公庫については特に問題になります。僻地、無医地区の医療設備の拡充とともに診療設備の充実を希望すると同時に、貸付業務についてはなるべく申し込みがあったら早急に貸付できまうように希望いたしましたので、私の質問を終わります。

○鹿島俊雄君 大臣に二点ほど御要望申し上げますが、第一点は、この公庫が大蔵省との共管でありますために、とかくこの公庫設立の趣旨からはずれた一般金融機関のごとき傾向が出てくる点であります。大蔵省としてはとかく、貸付金の回収に重点が置かれてくる。そうなると、今まで一般金融機関からの借り入れ不能のものをこの公庫によって調整しようというところが目的でありますから、その線にそぐわなくなってくる、こういう傾向が現在多少出てきておるわけでありまして、すなわち回収の状態のみの状況から判断されると、相当数のものが貸付対象にならない。そのことが窓口機関にも相当反映しておるようでありまして、この点公庫の貸付につきましても、はさようなことにならないように、大臣は強い施策を講ぜられるよう要望いたします。これにつきまして率直な御意見を伺いたい。

○国務大臣（古井喜實君） 償還能力を無視してというわけにもいかないの

ありますから、その辺も見なければならぬのでありますけれども、まあ公的な公庫というものの使命もありませんので、使命の点も考えなければならぬと思ひますが、全然償還能力を問題にしないわけにはいきませんが、両面を考へて運用していきたいものと考へております。これは医療金融公庫のみならず、他の金融公庫にも同じような問題が御承知の通りあるものであります。中小企業金融公庫でも同じような問題があります。これは金融公庫というものの一つの問題点であるのであります。その辺に問題のあることは承知しておりますから、よくその辺も考へてみたいものだと思つております。

○鹿島俊雄君 もちろん貸付金でありますから、回収条件を考へることは当然であることはわかりますが、私の申し上げておるのは、いわゆる担保貸付主義にならぬように、できまうれば有力な連帯保証人があれば対人信用である程度のものを貸すことが必要であると思ふ。対象がほとんど保険医でありますから、保険診療報酬の裏付けがあるわけですから、それをできるだけ高度に認めたいと意味がない。現在までも一般金融機関ではその診療報酬を対象としてその医師会、歯科医師会と団体契約を結んでおるところが相当あります。右のような事情から一部の県においては公庫を融資対象にしないともいふのだという極端な意見を唱える面も出てきておる。それらについては私もよく説得しておりますが、そういう誤った方向にすら行つておる県があるのであります。そうなりますと、この公庫設立の趣旨は全く没却されるので、その点を重ねて申し上げておきます。

それから第二点は、申し込みが意外に少ないという点についてであります。これは発足当初の考へ方が相当融資申し込み殺到を予期されて、比較的これを押えるような傾向があったと思ひます。従つて、極端に言うとな、無医村でなければ金が借りられないというやうな誤った考へ方が相当浸透してしまつたから、従つて、窓口に行く前に大部分の医師、歯科医師が行つてもむだだ、という借り入れ対象にならないうやうなことで、これを放棄断念してしまつたというやうなことが相当あります。従つて、意外に申し込みが少くない。そういう事情もあることをよく御了承願ひたい。そういう点のPRもお願ひしたい。なお、公庫の理事者もその点については御了承願ひしておきたいと思ひます。

それから第三点は、運転資金の問題であります。意外に運転資金の貸付金が少くない。ところが、すでにある医療関係の信用金庫等においては意外に運転資金の貸付が多い。これはちよつと予想外に出ております。しかも額においては最低五万円程度のものが相当多く借りられておる。こういうたやうなものであります。運転資金をある期間ある一定の条件下において貸すということとなく、生活資金に直接直結する面も出てくる。こういうたやうな面も貸し出しについても十分に考へなければならぬと思ひます。

○藤田藤太郎君 今の質疑の中から……この医療金融公庫の職員を今の三十名プラス三十五名にするという話が出てきたわけですが、これはどうなんでしょうか。ここに予算に書いてあると

いうが、予算には何も書いてないが、金がどれだけふえたから職員がどれだけふえるという規定があるのですか。それから医療金融公庫を三十億を七十億にして、よりサービスして、より実効を上げろというなら、職員はどれだけ必要だ、という方途、今後やるくらのことはあなたも当然説明のときに資料として出すべきじゃないですか。これは非常に不親切きわまるね、国会に對する態度か。私はそれだけ申し上げておきたいと思う。これ以上はやりませんけれども、どういう構想でどういふスケールでどういふ業務をやつて実効を上げろというくらいはここに報告していいのではないか、實際、あまりけちはつけないが。

○説明員（黒木利克君） 実は医療金融公庫の改正に伴う予算につきまして、予算で御説明をいたし、そこで御審議願ひということ、そちらの方に資料を提出をいたしたいと思つておるのでございますが、ここで申し上げられますことは、昨年度は年度の途中から始まりまして、とりあえず二十五人でスタートしたわけでありまして、しかし、平年度におきましては、どうしても六十名程度の職員が必要であるというところで、三十六年度におきましては、六十名の職員をもつてこれが運営に当たる。将来の問題といたしましては、先ほど問題になりました支所をどうしても各ブロックに作りたいたやうことで、支所を作りましてした場合の陣容がどの程度必要かということもいろいろ計画をいたしておるわけでございます。この支所を設けない場合に、はたして六十人程度の陣容でやれるかどうか、資金量がふえた場合にどうなる

かということについてもいろいろ検討しておるのであります。現在のところでは、資金量がかりに相当ふえましても、平年度は六十名程度である程度こなしていけるのではないかと考へるやうな判断で、今予算を御審議願ひしておるやうな次第であります。

○鹿島俊雄君 河野理事に伺いたしたいのでありますが、まず大体発足早々であります。情勢把握につきましてもなかなか的確に医療担当者側の実態情勢についておつかみにくい点も相当あると思ひます。にもかかわりませず、いろいろ御努力御苦勞なさつておる点につきましてはいくつか御承知いたします。また、貸付によつて相当利益を得て感謝をしている声を聞いております。ただし、先ほど大臣にも御質問いたしました通り、窓口において指定した委託機関において不当に貸し出し制限を加えるやうな形が出てきておるといふことは非常に重大であります。従つて、そういうことがないように受託機関につきましても、十分御指導願ひたい。そうでないとなつて、とかく公庫が一般金融機関のために機能が押えられてしまふという点を一つ考へていただきたい。極端な例を申し上げますと、一部の銀行が強力に医療団体に働きかけて特恵金融契約を結んでしまつた例がある。従つて、公庫の貸付に關してある借入希望者がその団体の幹部に借入あつてを依頼したところが、公庫の貸し出しは困難であるという理由で申し込んでもだめだという形をとつたというやうなところも出てきておるから、この点につきましても十分に受託機関の御指導を密にいただきたい、かやう

に考えます。

それからもう一点、これらを防ぐためには公庫自体が支所を持つて直接貸付を行なうということがないと、どうしてもこの弊風は改められないと思います。従つて、少なくとも明年度は、貸付の円滑化をはかるという意味において貸付資金量の増大とともに、これも重要な点だと思いますので、この点については特別にお考えをおきいただきたいと思います。また、御意見があれば、この際伺つておきたいと思ひます。

○参考人(河野雄雄君) ただいまの御質問でございます。まず第一点の金融機関の窓口における取扱ひの問題でございますが、全般的に申しまして、先ほども申し上げましたように、業務開始を非常に急ぎましたので、十分窓口事務につぎまして指導するゆとりがないうちに業務開始というふうになつてしまつたわけでございます。従ひまして、窓口でも十分取扱要領を飲み込んでいない向きがあつたかと私も考へておるわけであります。三十五年度はやむを得なかつた事情があるかと思ひますが、明年度はそういうことのないように、年度初めから十分受託金融機関を指導いたしまして、御迷惑をかけないように努力をいたしたいと思ひます。また、こういった不都合があつたというふうな具体的事例がございませうれば、そのつどまた御連絡いただければ、それに対して善処をいたしたいと、かように考える次第でございます。

それから直接機関を持つかどうかというところでございますが、将来当然そういうことを考えなければならぬとは思つておるわけでございますが、相

当大きな問題でございます。ことに、わずかな人員で処理をいたしておりまして、支所を設けるということになりますと、全体の経費のやりくりにも非常に問題があるかと思ひます。そういった点を含まして、厚生省なり大蔵省とも十分この問題を相談し、方針を立てていきたいと、かように考えておる次第であります。

○委員長(吉武恵市君) 速記をやめて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

て。本案に対する質疑は、この程度にしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

ほかに御発言もございませんようです。すから、質疑は尽きたものと認め、これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。なお、修正意見等おありのときは討論中にお述べを願ひます。――別に御発言もないようでありますから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決をいたします。本案を原案の通り可決することに賛成の方は、挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よつて本案は、全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決

定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願ひたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

それではこれにて散会をいたします。

午後零時四十六分散会

昭和三十六年四月十一日印刷

昭和三十六年四月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局